

法令適用事前確認手続照会書

平成25年1月31日

資源エネルギー庁電力市場整備課長 殿

東京都千代田区紀尾井町3-8第2紀尾井町ビル6階

弁護士法人 匠総合法律事務所

代表社員弁護士 秋 野 卓 生



下記について、照会をします。なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。
また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

電気事業法第3条1項（事業の許可）

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

商店街のアーケードに太陽光発電パネルを設置して、商店街に電力供給を行う特定電気事業を開始することを計画している。同事業に係る太陽光発電パネルの設置計画、太陽光発電パネルの反射光が近隣の高層マンションに跳ね返ることが予測される状況である。

3. 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解

特定電気事業に係る電気事業法第3条1項に定める許可を取得するためには、電気事業法第5条7号に定める「公共の利益に照らして適切」であるとの要件を満たす必要がある。そして、ここでいう「公共の利益」には、電気事業法第1条において電気事業法の目的の一つとして「環境の保全を図ること」が掲げられていることからすれば、当然、発電所周辺の周辺環境の保全に係る利益を図ることも含まれるものと解される。

本件においては、太陽光が太陽光発電パネルに反射し、この反射光が近隣の建築物に照射され、これらの建築物に係る住環境に影響を与えるおそれがあるため、電気事業法第3条1号の許可の判断において、電気事業法第5条7号に定める「公共の利益に照らして適切」の要件を満たすか問題となる。

この点、太陽光発電パネルの設置にあたって、反射光の発生は不可避である。そして、太陽光発電パネルは、休耕地などの非居住地のみならず、都市の建造物にも設置することが当然予定されているものである。都市の建造物に太陽光発電パネルを設置した場合には、近隣の建築物に反射光の影響が生じることは不可避であるが、このことは、RPS

法などの太陽光発電パネルの設置を推進する制度に鑑みると、電力供給に係る法体系上も予定されているものである。それゆえ、電気事業法第5条7号に定める「公共の利益に照らして適切」の要件の判断において、太陽光発電パネルにより反射光が生じることとは、不利益に解されるべき事実ではないと解される。

したがって、太陽光発電パネルの設置に関して近隣の高層マンションに反射光が跳ね返るとしても、電気事業法第5条7号に定める「公共の利益に照らして適切」との要件を満たすものであり、他の要件を満たす限り、電気事業法第3条1項の許可を受けることができる。

4. 連絡先

- (1) 郵便番号：102-0094
- (2) 住所：東京都千代田区紀尾井町3-8第2紀尾井町ビル6階
- (3) 担当者：森田、井上
- (4) TEL：03-5212-3931（代表）、FAX：03-5212-6070
- (5) 電子メールアドレス：morita@takumilaw.com、inoue@takumilaw.com

以上